

熱中症予防のための涼み処「クールスポットくき」実施要領

令和8年4月20日市長決裁

(目的)

第1条 この要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条第1項に規定する指定暑熱避難施設とは別に、市内の公共施設や商業施設等、市民に冷房の入った身近な施設を、夏季外出時の一時的な涼み処として展開することにより、暑さを避ける場所を確保するとともに、市民その他の者への熱中症予防対策の普及啓発の場とすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 久喜市（以下「市」という。）とする。

(涼み処の名称)

第3条 涼み処の名称は、「クールスポットくき」とする。

(実施期間)

第4条 6月1日から9月30日までとする。ただし、各施設の状況により前後することも可能である。

(「クールスポットくき」の施設基準)

第5条 「クールスポットくき」の施設基準は、次に掲げるとおりとする。なお、開放時間は施設の稼働時間とする。

- (1) 適切な冷房施設を有すること。
- (2) 市民その他の者に無料開放することができること。
- (3) 施設情報を「クールスポットくき」として市のホームページ等に掲載、公表することに同意すること。
- (4) 利用者への周知のための表示物を施設の見やすい場所に設置できること。公共施設はステッカー及びのぼり旗、民間施設はステッカーを基本とする。
- (5) 熱中症予防のためのポスターの掲示やチラシの配架に可能な限り協力できること。

（「クールスポットくき」の登録申請）

第6条 「クールスポットくき」への登録を申請する者は、久喜市クールスポットくき登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、市の所有する施設にあたっては、この限りでない。

（「クールスポットくき」の登録等）

第7条 市長は前条の申請があった時は、その内容を審査し、第5条に規定する施設基準を満たしていると認めるときは、当該施設を「クールスポットくき」として登録し、申請者に対して久喜市クールスポットくき登録通知書（様式第2号）を送付する。

2 登録の有効期間は、指定した日から翌年の3月31日までとし、期間満了までに廃止の届出がない場合には、本指定の有効期間を期間満了日から1年間更新するものとする。また、その後も同様に更新するものとする。

（「クールスポットくき」の公表）

第8条 市長は、前条の規定により「クールスポットくき」の登録をしたときは、当該施設の名称、所在地、その他必要な事項を市ホームページ等で公表するものとする。

（開放、運営及び費用負担）

第9条 「クールスポットくき」の開放、運営は設置者が行うとともに、それに係る経費は設置者の負担とする。ただし、クールスポットくきのステッカーやのぼり旗、熱中症予防対策の普及啓発に係るポスターやチラシは市が準備する。

（登録内容の変更の届出）

第10条 登録施設は、第6条の規定により登録した「クールスポットくき」の内容に変更があったときは、久喜市クールスポットくき登録事項変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（登録の廃止）

第11条 登録施設は、「クールスポットくき」の登録を廃止したいときは、久喜市クールスポットくき登録廃止届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出を受理したとき又は登録施設が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、「クールスポットくき」の登録を廃止するものとする。

(1) 「クールスポットくき」第5条に規定する設置基準に適合しなくなったとき。

(2) その他市長が登録を廃止することが適当と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により登録を廃止したときは、当該施設に対し、廃止の理由を付して久喜市クールスポットくき廃止通知書（様式第5号）を送付するとともに、市ホームページ等に公表するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、「クールスポットくき」の実施に対し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月20日から施行する。